

## 高松市 88 歳敬老祝品贈呈業務委託仕様書

### 1 総則

- (1) この仕様書は、令和 8 年度高松市 88 歳敬老祝品贈呈業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務の実施に当たっては、この仕様書、契約書等及び高松市（以下「市」という。）の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務に関する全ての情報について、市の許可なく外部に漏洩したり、転用してはならない。
- (5) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、事業遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。
- (6) 本業務の実施に当たっては、不明な点又は疑義が生じた場合は、速やかに市の指示を受けるものとする。

### 2 目的

高松市に住民票を有する高齢者に対し、88 歳の長寿を祝い、高齢者福祉の増進を図るため、香川県産品のみを集めたギフト一覧（カタログ、リーフレット等）を敬老祝品として贈呈するもの。ギフト一覧の商品は、令和 9 年 3 月 31 日（水）までに配送が可能な商品とすること。

### 3 業務の内容

- (1) ギフト一覧の作成業務
  - ア 受託者は、令和 8 年度高松市 88 歳敬老祝品として、ギフト一覧（カタログ、リーフレット等）を作成すること。
  - イ ギフト一覧は、A4 サイズ又は B5 サイズ程度でカラー印刷であること。
  - ウ ギフト一覧の文字については、高齢者が理解できるよう、見やすい大きさ及び太さのフォント（フォントは 9 ポイント以上とする。）を採用すること。
  - エ 申込の番号や商品名は、高齢者がわかりやすいように表示すること。
  - オ 1 頁に 4 品目から 6 品目の商品を、商品の写真と共に記載すること。
- (2) ギフト一覧に記載する商品等について
  - ア 香川県産品（高松市で生産等をしている製品を 8 割以上含むこと。）のみとすること。
  - イ ギフト一覧に記載する商品は、20 品目から 35 品目とすること。
  - ウ ギフト一覧に記載する商品は、食品（生鮮食品や冷凍食品を含む。）以外にも工芸品や高齢者向けの商品（おかゆ等）を複数種類含んでいること。
  - エ 食品（生鮮食品や冷凍食品を含む。）にアレルギー物質が含まれている場合は、商品に含まれているアレルギー特定原材料等が分かるように記載すること。
  - オ 冷蔵や冷凍での保存が必要な商品には、要冷凍や要冷蔵の記載をすること。
- (3) ギフト一覧の梱包業務
  - ア ギフト一覧には申込用の書類（ハガキ等、費用は受託者が負担）を準備すること。
  - イ 市より提供された添書及びメッセージカードを同梱すること。
  - ウ 「高松市」が発送したことが分かるように「令和 8 年度高松市 88 歳敬老祝品贈呈品」と記載の上で梱包すること。
  - エ ギフト一覧は汚れ及び破損を防止するための工夫をすること。
- (4) ギフト一覧の配送業務
  - ア ギフト一覧は令和 8 年 9 月 7 日（月）頃から順次発送し、令和 8 年 9 月 18 日（金）までに「4（3） ギフト一覧及び商品の送付先」へ配送する。なお、配送方法は手渡し、又は自宅郵便受けへの配送も可とする。
  - イ 受託者は全てのギフト一覧の行方を追跡調査できる状態にすること。

- ウ 市より追跡調査依頼があった場合は、直ちに追跡調査し、結果を市へ報告する。
- エ 宛所不明等の理由により受託者へ返還されたギフト一覧については、市が宛所を調査し、受託者が再配送すること。

(5) 商品の配送業務

- ア ギフト一覧の商品は令和9年3月31日(水)までに対象者へ配送すること。
- イ 受託者は全ての注文された商品の行方を追跡調査できる状態にすること。
- ウ 受託者は令和8年10月15日(木)までに注文のなかった全ての対象者に対して、未注文である旨の催促通知を行うものとする。ただし、ギフト一覧を宛所不明等で再発送した場合は、催促通知を行う日の期限を市と協議し対応するものとする。
- エ 未注文の催促通知を行ってもなお、注文のない場合は、市と協議するものとする。
- オ 注文があったものの対象者の死亡等の理由において、注文した商品を発送できない場合は、市と協議し対応するものとする。

(6) その他の対応業務

- ア 受託者は対象者からギフト一覧及び注文された商品について質問等があった場合、電話対応窓口等で、対象者に対して速やかに回答又は対応しなければならない。
- イ 商品の申込方法は、ハガキでの注文を基本とする。対象者が電話での注文を希望する場合は、市が聞き取りを行い、市から受託者へメールにて報告をする。
- ウ 数に限りのある商品が品切れ(注文数量過多)のため発送できなくなった場合は、その旨を注文者に伝え、代替りの商品を注文者へ確認し、注文及び配送をすること。

4 祝品の数量等

(1) 数量

2, 443冊

※あくまで予定数量であるため、確定したものではない。

(2) ギフト一覧の商品について

商品1つ当たり2,000円から2,500円相当とする。

(3) ギフト一覧の送付先

高松市内の居住地等(自宅、施設等)

送付先については、市よりデータで提供をする。

(4) 商品の送付先

申込者が希望する送付先(高松市外も含む。)

5 見積書金額内訳の明細項目

見積書金額内訳明細別表

ギフト一覧作成・発送業務等			商品発送業務等		人数 (想定)	
ギフト一覧を作成する。 (2,443人)	ギフト一覧を配送する。 (2,436人)	ギフト一覧の通常配送を完了(2,382人)	10/15の期限までに商品注文があった場合	① 注文があり配送完了	1,814	
				② 商品の注文後に死亡したため商品の配送ができない。	10	
			10/15の期限までに商品未注文の場合	③ 催促後、商品注文があり配送を完了	446	
				④ 商品の注文後に死亡したため商品の配送ができない。	7	
				⑤ 商品の注文拒否等のため配送しない。	105	
			ギフト一覧が宛所不明で配送できない。 (54人)	市で宛所を調査しギフト一覧の再配送を完了(51人)	⑥ 商品注文があり配送完了	21
					⑦ 商品の注文後に死亡したため商品の配送ができない。	7
	商品未注文の場合	⑧ 催促後、商品注文があり配送を完了			2	
		⑨ 商品の注文後に死亡したため商品の配送ができない。			7	
		⑩ 商品の注文拒否等のため配送しない。			14	
	市で宛所を調査してもなお、宛所不明(2人)	⑪ 市で宛所を調査しても、宛所不明等のためギフト一覧を再配送しない。	2			
	受け取り拒否(1人)	⑫ 受け取り拒否のため、ギフト一覧を配送しない。	1			
	ギフト一覧を配送しない。(7人)	8月31日までに対象者が死亡(7人)	⑬ 契約締結日から8月31日までに対象者が死亡のため配送しない。	7		

※各項目の人数は、前年度の割合を参考にして算出しているため、確定したものではない。

※項目⑪⑫⑬において、配送不要となったギフト一覧については、受託者に返品することを想定しているが、対応できない場合は、その限りではない。

## 6 委託料の支払方法

完了払（市は適法な請求があつてから30日以内に支払うものとする。）

## 7 打ち合わせ

受託者は、常に市と綿密に連絡をとり、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

## 8 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであつても、委託料にすべて含まれるものとする。

## 9 業務の補償

本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市や対象の高齢者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

## 10 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、対象者が商品の受取を拒否した場合等、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、委託者と受託者の協議の上、これを定める。

## 11 業務委託の取消し等

### (1) 業務委託の取消し又は変更

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託を取り消し、又は変更することができる。

ア 受託者が業務委託の内容に違反したとき

イ 受託者が「高松市88歳敬老祝品贈呈業務委託入札情報」に定める「入札参加条件」資格を失ったとき。

### (2) 損害賠償

ア 受託者は、その責めに帰する理由により、業務の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、業務を原状に回復した場合は、この限りでない。

イ 前号に掲げる場合のほか、受託者は、市が定める条件を履行しないため、損害を与えたときはその損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

ウ 受託者は、業務の遂行に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

### (3) 業務委託の取消しによる損失の取扱い

上記第11(1)の規定により業務委託を取り消した場合において、その取消しにより受託者に損失が生じても、市はその損失を補償しない。

また、受託者は市に対し、一切の補償の請求は行わないこととする。

## 12 適切な労働条件の確保

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

(2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

### 13 守秘義務の遵守及び個人情報の取り扱いについて

従事者又は従事者であった者は、正当な理由なく、本業務の実施によって知り得た対象者及びその家族の個人情報を含む秘密を漏らしてはならない。また、当該年度内に本業務が終了した対象者の個人情報を、この契約終了の後、速やかに破棄、若しくは市に返還、又は引き渡さなければならない。個人情報とは、次のものとする。

- (1) 令和8年度高松市88歳敬老祝品贈呈対象者若しくはその関係者の氏名、連絡先、住所等

### 14 その他

ここに記載する業務委託内容のほか、仕様について疑義が生じた場合は、市と協議しなければならない。